

## 国債証券に関する業務規程の特例

(昭和54. 4. 2制定)

### (目 的)

**第1条** この特例は、国債証券の売買等について、業務規程の特例を規定する。

(平成10. 12. 1、14. 4. 1、19. 9. 30変更)

2 この特例に定めのないものについては、業務規程の定めるところによる。

(平成4. 7. 13変更)

### (売買立会時)

**第2条** 国債証券の売買立会は、午後1時から1時30分までの間において、銘柄ごとに1回の約定値段が決定されるときまでとする。ただし、次条に規定する条件付取引の売買立会は、午前立会及び午後立会に分ち、午前立会は、午前9時から11時までとし、午後立会は、午後0時30分から3時までとする。

(昭和55. 7. 7、平成1. 2. 1、10. 12. 1、12. 12. 27、19. 9. 30、24. 4. 23変更)

### (売買の区分)

**第3条** 国債証券の売買は、第7条第7項各号に掲げる条件を付した呼値に係る取引（以下「条件付取引」という。）と、当該条件を付さない呼値に係る取引に区分して行うものとする。

(平成10. 12. 1、12. 9. 4、12. 12. 27、15. 1. 27変更)

2 前項の条件付取引は、呼値を最終利回りにより行う取引と呼値を値段により行う取引に区分して行うものとする。

(平成12. 12. 27追加)

### (決 済 日)

**第4条** 国債証券の売買は、売買契約締結の日から起算して3日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日に決済を行うものとする。

(平成8. 9. 19、9. 4. 21、10. 12. 1、12. 9. 4、12. 12. 27、13. 7. 31、15. 1. 27、24. 4. 23、27. 10. 13変更)

### (条件付取引の競争売買における呼値の順位)

**第5条** 条件付取引の競争売買における呼値の順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 高い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、低い値段。以下同じ。）の売呼値は、低い最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、高い値段。以下同じ。）の売呼値に優先し、低い最終利回りの買呼値は高い最終利回りの買呼値に優先する。

(2) 同一最終利回り（呼値を値段により行う取引にあつては、同一値段）の呼値の順位については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先する。ただし、午前立会開始時までに行われた呼値の順位及び午後立会開始時までに行われた呼値（午前立会終了時までに行われた呼値を除く。）の順位並びに業務規程第28条第2号から第4号までのいずれかの規定により売買の停止が行われた場合における売買の再開時までに行われた呼値（売買停止時までに行われた呼値を除く。）の順位は、当取引所が定める。

(3) 成行呼値は、最終利回り又は値段において、それ以外の呼値に優先し、成行呼値相互間の順位は、同順位とする。

(昭和63.4.30、平成10.12.1、12.9.4、12.12.27、14.4.1変更)

(条件付取引における個別競争売買)

**第6条** 条件付取引における個別競争売買においては、売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致するとき、当該呼値の間に売買を成立させる。

(平成10.12.1、12.12.27変更)

2 最も優先する売呼値と最も優先する買呼値とが合致しない場合には、前条に規定する呼値の順位に従って、最終利回り若しくは値段、数量又は次条第7項各号に規定する条件の調整により、売呼値と買呼値とが合致するとき、当該呼値の間に売買を成立させる。

(平成8.9.19、9.4.21、10.12.1、12.9.4、12.12.27変更)

(呼 値)

**第7条** 条件付取引の呼値は、注文控（以下「板」という。）に記載する方法による呼値（以下「板呼値」という。）によるものとする。

(平成10.12.1、12.9.4、12.12.27変更)

2 条件付取引の呼値は、最終利回り又は値段のいずれかにより行うものとする。

(平成10.12.1、12.12.27変更)

3 当取引所は、条件付取引の板呼値について、当取引所が定めるところにより、その存在を周知するものとする。

(平成12.9.4追加、12.12.27、14.4.1変更)

4 当取引所は、条件付取引において、売買の成立を促進するために、売呼値と買呼値との間で前条第2項に規定する調整を行うものとする。

(平成12.9.4追加、12.12.27、14.4.1変更)

5 当取引所は、条件付取引において、前条に規定するところにより、売呼値と買呼値とが合致するときは、これを付け合わせるものとする。

(平成12.9.4追加、12.12.27、14.4.1変更)

6 条件付取引の呼値の単位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 最終利回りにより呼値を行う場合は、0.001パーセントとする。

(2) 値段により呼値を行う場合は、額面100円につき、1銭とする。

(平成10.12.1変更、12.9.4第3項を第6項に繰下、12.12.27変更)

7 条件付取引の呼値に付す条件は、次に掲げる条件とする。

(1) 呼値の全部の数量が一括して執行されることとする条件

(2) 呼値の一部の数量が執行される場合において、額面1億円、額面5億円又は額面10億円のいずれか指示した単位で執行されることとする条件

(昭和55.6.2、63.4.30、平成4.7.13、8.9.19、10.12.1変更、12.9.4第4項を第7項に繰下、12.12.27、27.3.12変更)

8 国債証券の呼値を行う場合の最終利回り又は値段の限度は定めない。ただし、当取引所が特に必要があると認めて最終利回り幅又は値幅を定めた場合には、当該最終利回り幅又は値幅の限度を超えて呼値を行うことができない。

(平成12.9.4第6項を第9項に繰下、12.12.27第9項を第8項に繰上、14.4.1変更)

9 本特例に定めるもののほか、国債証券の呼値に関し必要な事項については、当取引所が定める。

(平成10.12.1変更、12.9.4第7項を第10項に繰下、12.12.27第10項を第9項に繰上・変更、14.4.1変更)

**(売買単位)**

**第8条** 国債証券の売買単位は、額面5万円とする。

(平成10.12.1、12.12.27変更)

**(最終利回り及び値段の公表)**

**第9条** 当取引所は、条件付取引について売買が成立したときは、当取引所が定めるところにより、当該売買に係る最終利回り及び値段を公表する。

(平成10.12.1、12.9.4、12.12.27、14.4.1変更)

**第10条** 削 除 (平成12.9.4変更)

**(利子の日割計算)**

**第11条** 国債証券の売買については、額面総額に当該国債証券の利率を乗じて算出した額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、第4条に規定する決済を行う日（以下「約定決済日」という。）までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、約定決済日が、当該国債証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。

(平成10.12.1、12.12.27、14.4.1、27.3.12変更)

**(条件付取引の板の様式等)**

**第12条** 条件付取引の板の様式、記載方法及び記載事項の訂正並びに板の取扱いについては、当取引所が定めるところによるものとする。

(平成10.12.1、12.9.4、12.12.27、14.4.1変更)

**(有価証券等清算取次ぎに対する適用)**

**第13条** 国債証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該国債証券の売買を行う者とみなしてこの特例を適用する。

(平成15.1.14追加)

付 則

本特例は、昭和54年4月2日から施行する。

(平成10.12.1変更)

付 則

この改正規定は、昭和55年6月2日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和55年7月7日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和57年5月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和58年8月1日から施行する。

付 則

本特例は、昭和61年7月1日から施行する。ただし、第28条の改正規定は、昭和61年8月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和62年10月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和63年4月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和64年2月1日から施行する。ただし、大口売買取引の午後立会の売買立会時については、改正後の第2条の規定にかかわらず、本所が定める日まで、なお従前の例による。

(注) 「本所が定める日」は平成3年4月29日

付 則

この改正規定は、平成元年2月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成元年4月1日から施行し、同日以後の徴収分について適用する。

付 則

第31条の3の改正規定は、平成元年9月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成3年1月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成4年7月13日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成8年9月19日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成9年4月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成10年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成11年11月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成12年6月26日以降の日で、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は平成12年9月4日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。ただし、この改正規定施行の前に行われた国債証券の売買に係る決済については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(注) 「本所が定める日」は平成12年12月27日

付 則

この改正規定は、平成13年7月31日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成24年4月23日から施行し、同日以後の売買分から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券の売買における経過利子の計算から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の改正規定は、平成27年10月13日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

(変更)

[昭和55.6.2、55.7.7、57.5.10、58.8.1、61.7.1、61.8.1、62.10.5、63.4.30、平成1.2.1、1.4.1、1.9.27、3.1.4、4.7.13、8.9.19、9.4.21、10.12.1、11.11.10、12.9.4、12.12.27、13.7.31、14.4.1、15.1.14、15.1.27、19.9.30、24.4.23、27.3.12、27.10.13]